

川崎市告示第568号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の5の2第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和7年11月11日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社リィ	L i i s p o r t s s t u d i o 川崎	川崎市幸区南幸町 2 丁目 8 0 - 2 K S 紅屋ビル 4 階	児童発達支援	令和 7 年 9 月 1 日	1455100576
株式会社クラ・ゼミ	こどもサポート教室「きらり」 武蔵小杉校	川崎市中原区新丸子東 2 - 9 2 5 オグチビル 2 階	保育所等訪問支援	令和 7 年 9 月 1 日	1455200301